

## 北九州空港の物流に係る需要調査業務委託優先交渉権者審査委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 北九州空港の物流に係る需要調査の業務委託にあたり、優先交渉権者等を適正かつ公平に評価し、審査することを目的として、北九州空港の物流に係る需要調査業務委託優先交渉権者審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は提案された企画について審査を行い、優先交渉権者等の選定を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 委員の任期は、優先交渉権者等を選定した時点までとする。

### (評価及び選定の方法)

第4条

委員会における企画提案の審査及び委託事業者の選定は、別に定める北九州空港の物流に係る需要調査業務委託優先交渉権者審査要領に基づき行う。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課において処理する。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

### (別表)

区分	氏名及び所属等
委員長	福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課長
委員	福岡県商工部新産業振興課長
委員	北九州市港湾空港局空港企画部長
委員	苅田町交通商工課長
委員	北九州エアターミナル株式会社総務部次長
委員	北九州エアターミナル株式会社総務部事業2課長